

2014年もあっという間に1ヶ月が過ぎ、2月となりました。寒い日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
まだまだ寒い日が続きますが、そんなことは言っていられません！！節分にバレンタインと楽しいイベントがあります。
「楽しい」とは少し離れてしましますが、この時期に大事なことがもう1つ！！・・・忘れられてはいませんか？

<<テーマ：所得税の確定申告>>

1. 確定申告とは？

毎年1月1日から12月31日までの個人所得の金額と、それに対する所得税及び復興特別所得税*の額を計算し、申告期限までに確定申告書の提出と納税をする手続きのことです。

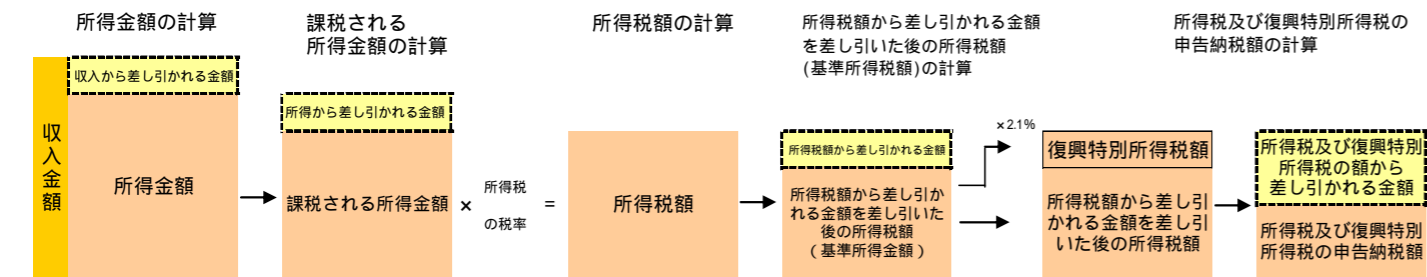
*復興特別所得税・・・東日本大震災からの復興施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法が公布され、平成25年～平成49年までの各年分の基準所得税額に対し課税されます。
復興特別所得税 = 基準所得税額 × 2.1%

2. 申告・納付期限は？

申告受付時期：平成26年2月17日(月)～平成26年3月17日(月)
納付期限：平成26年3月17日(月) 振替納税の方は、平成26年4月22日(火)が振替日です。

3. 所得税及び復興特別所得税のしくみ

所得が1種類のみで納める税金が発生する場合の計算の流れは、次のようになります。



4. 確定申告が必要な方とは？

- (1) 給与所得のある方
 - 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を2ヶ所以上から受けている方 (年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方)
 - 給与を1ヶ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
 - 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
- (2) 公的年金等に係る雑所得のみの方
 - 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方 (公的年金等の収入金額が400万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。)

[注1] 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
[注2] 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

- (3) 上記以外の方
 - 個人事業を営んでいる方
 - 不動産賃貸収入がある方
 - 保険金などの満期金を受け取られた方
 - 住宅やゴルフ会員権等を売却し、利益が出た方 等々・・・

5. 確定申告をすると、税金が還付される方は？

- 給与所得者で、医療費控除、雑損控除、寄附金控除等を受けられる方
- 給与所得者で、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方
- 給与所得者で、その年の途中に退職し、その後再就職されなかった方
- 給与所得者が年末調整で受けられる控除がもれていた方
- 退職所得について20.42%の税率で所得税を源泉徴収され、その税額が正規の税額より多い方
- 予定納税をしている方で、確定申告の必要がない方



6. 必要書類はありますか？

確定申告書を作成するにあたり、根拠となる数値の書類が必要となります。
また、書面にて確定申告書を提出する場合、添付して提出しなければならない書類があります。

- 給与所得・・・源泉徴収票
- 生命保険料控除証明書(旧制度・新制度・介護)
- 小規模企業共済控除証明書
- 住宅所得資金に係る借入金の年末残高証明書
- 雑所得・・・公的年金等の源泉徴収票
- 地震保険料控除証明書
- 国民年金保険料控除証明書

- 医療費控除：領収書は受診者別、病院別、診療科別に分類し、領収書には病名をご記入下さい。
- 生命保険・損害保険の満期：保険会社や郵便局より送付されてくる明細書
- 株式等の売買・配当：一般口座・・・株の売買については各取引明細書、配当については配当金支払通知書
特定口座・・・株の売買については特定口座年間取引明細報告書、配当については配当金支払通知書
- 雑損控除：災害、横領、盗難により住宅や家財などに損害を受けた場合の領収書及び明細書
- 寄附金控除：寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領書

7. 株の売買取引をされている方!!!

上場株式等の譲渡損のうち、その年の譲渡益から控除しきれない損失金額を、**毎年確定申告を行うことによって最大3年間繰り越す事ができ**、その後の取引で生じた株式等の譲渡益から繰り越した譲渡損失を控除することが可能です。

- 株式や投資信託の損失は、3年間繰り越して、各年分の「株式等譲渡所得」から控除することが可能です。
- 損失の場合は特に確定申告の義務はありませんが、確定申告を行って損失を繰り越しておく、利益が出た年にその分控除できます。
- 70歳以上の方で、医療費の自己負担割合が1割又は2割の方が「株式等譲渡所得」の申告を行った場合、自己負担割合が3割となるケースがございますので、申告の際にはご相談下さい。
- 3年間損失を繰り越すためには、3年の間取引が行われていない年でも確定申告を行うことが必要です。**

8. 自分で申告書を作成するのは難しい・・・とお思いの方

確定申告における申告・作成相談の実施は以下の通りとなります。
場所：イオンモール倉敷 2階イオンホール
期間：平成26年2月17日(月)～平成26年3月17日(月)[土・日を除く]
時間：午前8時30分～午後5時

<三宅事務所へ依頼される方>

いつも確定申告資料の早めの提出にご協力頂き、ありがとうございます。
まだお持ち頂いてない方も、資料の準備をよろしくお願い致します。



<冬の悩み>

寒い日が続き、冷え性に悩まされる方も多いのでは？1日の疲れをとり、リラックスできるお風呂タイム。冷え性に効く入浴方法をご紹介します。

冷え性の方には半身浴
40度以下のぬるめのお湯での半身浴。
湯量はみぞおち辺りが目安で、20～30分間。
肩には乾いたタオルを乗せて防寒を。

冷えがひどい方には温冷交代浴
42度の熱めのお湯に半身浴で3分間
浴槽から出て手足に冷水を10秒間
これを5回程繰り返します。
身体への負担も大きいので、絶対無理はしないで下さい。

<経営計画発表会を行いました>

1月15日(水)に、毎年行っている経営計画発表会を行いました。
2014年の基本方針や、各個人の目標を発表します。
毎年1月に行うのですが、気が引き締まる時間となります。

また、毎週火曜日にこの時に発表した目標をチェックする時間があります。
目標とする姿に成長していけているのかを毎週チェックすることで、自分に足りない所が見えてきます。
「1年はまだまだ長い」と思ってしまうと、あっという間に経ちます。
目標達成に向け、スタッフ一同、日々頑張ります。



<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**2月13日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月20日(木)	2・3・4・5月決算法人様	3月14日(金)
4月10日(木)	3・4・5・6月決算法人様	4月4日(金)
5月15日(木)	4・5・6・7月決算法人様	5月9日(金)

<2月カレンダー>

3	月	*平成25年分の贈与税の申告 2月3日(月)～3月17日(月)
13	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	月	*1月分源泉所得税・住民税の納付期限
17	月	*平成25年分の所得税の申告 2月17日(月)～3月17日(月)
23	日	*税理士記念日
28	金	*12月決算法人の確定申告・納付期限
		*6月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の3・9月決算法人)

